

新	224	八重畑 小山田 線	花巻市石鳥 谷町八重畑		
旧	247	角ノ浜 玉川線	九戸郡種市 町第40地割 九戸郡種市 町第13地割	平成6年岩手県 告示第687号	
新	247	角ノ浜 玉川線	九戸郡洋野 町種市第40 地割 九戸郡洋野 町種市第13 地割		
旧	265	中寺林 犬淵線	稗貫郡石鳥 谷町中寺林 紫波郡紫波 町犬淵	平成6年岩手県 告示第698号	
新	265	中寺林 犬淵線	花巻市石鳥 谷町中寺林 紫波郡紫波 町犬淵		
旧	269	明戸種 市線	九戸郡大野 村大字大野 九戸郡種市 町第18地割	平成14年岩手県 告示第350号	
新	269	明戸種 市線	九戸郡洋野 町大野 九戸郡洋野 町種市第18 地割		
旧	284	花巻田 瀬線	花巻市 和賀郡東和 町田瀬	平成6年岩手県 告示第248号	
新	284	花巻田 瀬線	花巻市高松 花巻市東和 町田瀬		
旧	285	盛岡石 鳥谷線	盛岡市 稗貫郡石鳥 谷町 紫波郡 紫波町	平成7年岩手県 告示第259号	
新	285	盛岡石 鳥谷線	盛岡市 花巻市石鳥 谷町		
旧	286	東和花 巻温泉 線	和賀郡東和 町 花巻市花巻 温泉	平成7年岩手県 告示第259号	
新	286	東和花 巻温泉 線	花巻市東和 町 花巻市花巻 温泉		
旧	292	大野山 形線	九戸郡大野 村 九戸郡山形 村	平成7年岩手県 告示第259号	
新	292	大野山 形線	九戸郡洋野 町大野 九戸郡山形 村		
旧	294	東宮野 目二枚 橋線	花巻市東宮 野目 稗貫郡石鳥 谷町南寺林	平成10年岩手県 告示第419号	
新	294	東宮野 目二枚 橋線	花巻市東宮 野目 花巻市石鳥 谷町南寺林		
旧	503	遠野東 和自転 車道線	遠野市土淵 町 和賀郡東和 町	遠野市 宮守町	平成17年岩手県 告示第866号
新	503	遠野東 和自転 車道線	遠野市土淵 町 花巻市東和 町	遠野市 宮守町	

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課及び関係地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第19号

河川法(昭和39年法律第167号)第5条第6項において準ずることとされている同条第1項の規定に基づき、次のとおり2級河川の指定を変更する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

新旧の別	水系名	河川名	指 定 区 間	
			起 点	終 点
新	大川	大川	左岸 一関市室根町矢越字窪田12番地先 右岸 一関市室根町矢越字柄杓田23番地先	澄川の合流点 宮城県境
旧	大川	大川	左岸 東磐井郡室根村字宿 右岸 東磐井郡室根村字宿	宮城県境

新	津谷川	津谷川	左岸 一関市室根町津谷川字竹野下152番の2地先 右岸 一関市室根町津谷川字竹野下239番の13地先	高山川の合流点	宮城県境
旧	津谷川	津谷川	左岸 東磐井郡室根村大字津谷川字竹之下159番の1地先 右岸 東磐井郡室根村大字津谷川字竹之下132番地先	高山川の合流点	宮城県界
新	大川	田茂木川	左岸 一関市室根町折壁字君ヶ鼻1番の9地先 右岸 一関市室根町折壁字室根山1番の168地先	君ヶ鼻砂防堰堤下	大川への合流点
旧	大川	田茂木川	左岸 東磐井郡室根村大字折壁字君ヶ鼻1番地 右岸 東磐井郡室根村大字折壁字君ヶ鼻1番地	君ヶ鼻砂防堰堤下	大川への合流点
新	有家川	有家川	左岸 九戸郡洋野町大野字明戸 右岸 九戸郡洋野町大野字明戸	大内田川合流点	海
旧	有家川	有家川	左岸 九戸郡大野村大字大野字明戸 右岸 九戸郡大野村大字大野字明戸	大内田川合流点	海
新	有家川	大野川	左岸 九戸郡洋野町上館第33地割3番地 右岸 九戸郡洋野町上館第36地割2番地		有家川合流点
旧	有家川	大野川	左岸 九戸郡大野村上館第33地割3番地 右岸 九戸郡大野村上館第36地割2番地		有家川合流点
新	川尻川	川尻川	左岸 九戸郡洋野町第6地割字上川原 右岸 九戸郡洋野町第6地割字下川原		河口
旧	川尻川	川尻川	左岸 九戸郡種市町第6地割字上川原 右岸 九戸郡種市町第6地割字下川原		河口
新	高家川	高家川	左岸 九戸郡洋野町水沢第7地割18番地先 右岸 九戸郡洋野町水沢第6地割24番地先		河口
旧	高家川	高家川	左岸 九戸郡大野村大字水沢7地割18番地先 右岸 九戸郡大野村大字水沢6地割24番地先		河口
新	高家川	オリバ川	左岸 九戸郡洋野町水沢5地割58番21地先 右岸 九戸郡洋野町水沢5地割58番20地先		高家川への合流点
旧	高家川	オリバ川	左岸 九戸郡大野村大字水沢5地割58番21地先 右岸 九戸郡大野村大字水沢5地割58番20地先		高家川への合流点

備考 指定区間を表示した図面は、岩手県県土整備部河川課、千厩地方振興局土木部及び久慈地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第20号

屋外広告物条例第4条の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域又は場所の指定(昭和47年岩手県告示第790号)の一部を次のように改正する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
1 条例第4条第1項第3号の規定により指定する地域 (1) 次に掲げる文化財から500メートル以内の地域 ア～コ [略] サ 毘沙門堂(和賀郡東和町北成島所在) シ・ス [略] セ 天台寺本堂(二戸郡浄法寺町大字御山所在) ソ 天台寺仁王門(二戸郡浄法寺町大字御山所在) (2) [略] (3) 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域 ア [略] イ 旧小原家住宅(和賀郡東和町谷内所在)	1 条例第4条第1項第4号の規定により指定する地域 (1) 次に掲げる文化財から500メートル以内の地域 ア～コ [略] サ 毘沙門堂(花巻市東和町北成島所在) シ・ス [略] セ 天台寺本堂(二戸市浄法寺町御山久保所在) ソ 天台寺仁王門(二戸市浄法寺町御山久保所在) (2) [略] (3) 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域 ア [略] イ 旧小原家住宅(花巻市東和町谷内所在)

ウ～オ [略]

カ 伊藤家住宅(和賀郡東和町田瀬所在)

キ～ケ [略]

2 条例第4条第1項第5号の規定により指定する地域

(1) [略]

(2) 次の表の左欄に掲げる道路のうち中欄に掲げる区間の道路及び当該道路に接続する地域で、右欄に掲げるもの(ただし、当該道路から展望できない地域及び人家連担区域(100メートルの禁止地域内のものに限る。)を除く。)

路線名	区 間		接続する地域
	起 点	終 点	
東北横断自動車道	[略]		[略]
	[略]	和賀郡東和町安俵 6 区197番 2 地先 (東和インターチェンジ)	
一般国道 4 号	[略]		[略]
	稗貫郡石鳥谷町 中寺林第 1 地割 47番 2 地先 (国 県 道 交 差 点)	[略]	
	[略]		
一般国道 45号	[略]		[略]
	[略]	九戸郡種市町第 42地割字田の端 1 番 1 地先 (県境)	
[略]			[略]
一般国道 395号	[略]		
	[略]	九戸郡大野村大字大野第 4 地割 33番 6 地先 (国 村 道 交 差 点)	
[略]			[略]
主要地方道盛岡和賀線	[略]		
	稗貫郡石鳥谷町 大瀬川第11地割 21番11地先 (町町境)	[略]	
[略]			[略]
主要地方道紫波川	[略]		
	[略]	稗貫郡大迫町内川目第 1 地割12番地先 (県 町 道 交 差 点)	
	[略]		

ウ～オ [略]

カ 伊藤家住宅(花巻市東和町田瀬所在)

キ～ケ [略]

2 条例第4条第1項第6号の規定により指定する地域

(1) [略]

(2) 次の表の左欄に掲げる道路のうち中欄に掲げる区間の道路及び当該道路に接続する地域で、右欄に掲げるもの(ただし、当該道路から展望できない地域及び人家連担区域(100メートルの禁止地域内のものに限る。)を除く。)

路線名	区 間		接続する地域
	起 点	終 点	
東北横断自動車道	[略]		[略]
	[略]	<u>花巻市東和町安俵 6 区197番 2 地先</u> (東和インターチェンジ)	
一般国道 4 号	[略]		
	<u>花巻市石鳥谷町中寺林第 1 地割 47番 2 地先</u> (国 県 道 交 差 点)	[略]	
	[略]		
一般国道 45号	[略]		
	[略]	<u>九戸郡洋野町種市第42地割字田の端 1 番 1 地先</u> (県境)	
[略]			
一般国道 395号	[略]		
	[略]	<u>九戸郡洋野町大野第 4 地割33番 6 地先</u> (国 町 道 交 差 点)	
[略]			
主要地方道盛岡和賀線	[略]		
	<u>花巻市石鳥谷町大瀬川第11地割 21番11地先</u> (市町境)	[略]	
[略]			
主要地方道紫波川	[略]		
	[略]	<u>花巻市大迫町内川目第 1 地割12 番地先</u> (県 市 道 交 差 点)	

井線	稗貫郡大迫町内 川目第1地割12 番地先 (県町道交差 点)	[略]
	[略]	

(3)・(4) [略]

3 条例第4条第1項第9号の規定により指定する地域

(1) 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域

ア～オ [略]

カ 早池峯神社本殿（稗貫郡大迫町内川目所在）

キ～コ [略]

サ 熊野神社本殿（和賀郡東和町北成島所在）

シ 薬師堂（和賀郡東和町田瀬所在）

ス～ツ [略]

テ 丹内山神社本殿付厨子（和賀郡東和町谷内所在）

ト～ム [略]

(2) 次に掲げる文化財として指定された区域

ア～シ [略]

ス 丹内山神社経塚（和賀郡東和町谷内所在）

セ～チ [略]

ツ 江曾一里塚（稗貫郡石鳥谷町江曾所在）

テ～ヤ [略]

ユ 好地旧一里塚（稗貫郡石鳥谷町好地所在）

ヨ～レ [略]

4 条例第4条第1項第10号の規定により指定する地域

(1) [略]

(2) 次に掲げるダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線から500メートル以内の地域

ア [略]

イ 田瀬ダム（和賀郡東和町田瀬所在）

ウ～ハ [略]

ヒ 早池峰ダム（稗貫郡大迫町所在）

フ・ヘ [略]

(3) [略]

5 条例第4条第1項第13号の規定により指定する場所

(1)～(8) [略]

井線	花巻市大迫町内 川目第1地割12 番地先 (県市道交差 点)	[略]
	[略]	

(3)・(4) [略]

3 条例第4条第1項第10号の規定により指定する地域

(1) 次に掲げる文化財から100メートル以内の地域

ア～オ [略]

カ 早池峯神社本殿（花巻市大迫町内川目所在）

キ～コ [略]

サ 熊野神社本殿（花巻市東和町北成島所在）

シ 薬師堂（花巻市東和町田瀬所在）

ス～ツ [略]

テ 丹内山神社本殿付厨子（花巻市東和町谷内所在）

ト～ム [略]

(2) 次に掲げる文化財として指定された区域

ア～シ [略]

ス 丹内山神社経塚（花巻市東和町谷内所在）

セ～チ [略]

ツ 江曾一里塚（花巻市石鳥谷町江曾所在）

テ～ヤ [略]

ユ 好地旧一里塚（花巻市石鳥谷町好地所在）

ヨ～レ [略]

4 条例第4条第1項第11号の規定により指定する地域

(1) [略]

(2) 次に掲げるダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線から500メートル以内の地域

ア [略]

イ 田瀬ダム（花巻市東和町田瀬所在）

ウ～ハ [略]

ヒ 早池峰ダム（花巻市大迫町所在）

フ・ヘ [略]

(3) [略]

5 条例第4条第1項第14号の規定により指定する場所

(1)～(8) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手県告示第21号

建築基準法の規定による区域指定（昭和26年岩手県告示第302号）の一部を次のように改正する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前			改正後		
所管 地方 振興 局	指定区域	指定図の 縦覧場所	所管 地方 振興 局	指定区域	指定図の 縦覧場所
[略]			[略]		
花巻 地方 振興 局	浅沢、東町の一部、愛宕町の一部、 石神町の一部、大通りの一部、大畑 の一部、大谷地の一部、御田屋町、 鉦町、鍛冶町の一部、上小舟渡の一		花巻 地方 振興 局	浅沢、東町の一部、愛宕町の一部、 <u>安俣の一部</u> 、石神町の一部、大通り の一部、大迫の一部、大畑の一部、 大谷地の一部、御田屋町、鉦町、鍛	

[略]	部、上諏訪の一部、上似内の一部、北湯口の一部、胡四王の一部、材木町、坂本町の一部、桜木町の一部、桜台、桜町の一部、里川口町の一部、下幅、実相寺、下北万丁目の一部、下小舟渡の一部、下似内の一部、城内の一部、諏訪の一部、高木の一部、高田の一部、田力の一部、台の一部、豊沢町の一部、中北万丁目の一部、中根子の一部、仲町の一部、南城の一部、西大通り、西宮野目の一部、二枚橋の一部、二枚橋町の一部、野田の一部、東十二丁目の一部、東宮野目の一部、一日市の一部、藤沢町、不動の一部、星が丘、松園町の一部、南川原町の一部、南新田の一部、南諏訪町、南万丁目的一部分、本館の一部、矢沢の一部、山の神の一部、湯本の一部、四日町の一部及び若葉町(指定図(11. 3. 15)のとおり。)		[略]
	稗貫郡大迫町	大迫の一部及び外川目の一部(指定図のとおり。)	花巻地方振興局土木部及び大迫町役場
	稗貫郡石鳥谷町	北寺林の一部、好地の一部、小森林の一部、中寺林の一部、八幡の一部及び南寺林の一部(指定図のとおり。)	花巻地方振興局土木部及び石鳥谷町役場
	和賀郡東和町	安俵の一部及び土沢の一部(指定図のとおり。)	花巻地方振興局土木部及び東和町役場
[略]			
二戸地方振興局	[略]	石切所の一部、金田一の一部、仁佐平の一部、福岡の一部、堀野の一部及び米沢の一部(指定図(8. 3. 1)のとおり。)	[略]
	[略]		
	九戸郡九戸村	[略]	
	二戸郡浄法寺町	漆沢の一部、御山の一部及び浄法寺の一部(指定図のとおり。)	二戸地方振興局土木部及び浄法寺町役場
[略]			
二戸地方振興局	[略]	石切所の一部、漆沢の一部、御山の一部、金田一の一部、浄法寺の一部、仁佐平の一部、福岡の一部、堀野の一部及び米沢の一部(指定図(18. 1. 1)のとおり。)	[略]
	[略]		
	九戸郡九戸村	[略]	

二戸
郡一
戸町

[略]

二戸
郡一
戸町

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手県告示第22号

建築基準法の規定による建築主事の所管区域の指定（昭和35年岩手県告示第1136号）の一部を次のように改正する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前			改正後		
建築物等の種類	所管区域	所管する建築主事	建築物等の種類	所管区域	所管する建築主事
[略]	[略]		[略]	[略]	
	西磐井郡	[略]		西磐井郡	[略]
	稗貫郡、和賀郡 のうち東和町	花巻地方振興局土 木部に勤務する建 築主事			
	和賀郡（東和町 を除く。）	[略]		和賀郡	[略]
	[略]			[略]	
	下閉伊郡（山田 町、普代村、川 井村を除く。）	[略]		下閉伊郡のうち 岩泉町、田野畑 村	[略]
	[略]			[略]	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手県告示第23号

建築基準法施行規則第11条の3第1項の規定に基づく同項に規定する申請書、届出書又は届出についてフレキシブルディスクによる手続ができる区域の指定（平成8年岩手県告示第1081号）の一部を次のように改正する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前		改正後	
所管地方振興局	指定区域	所管地方振興局	指定区域
[略]		[略]	
花巻地方振興局	花巻市 稗貫郡 和賀郡のうち東和町	花巻地方振興局	花巻市
北上地方振興局	北上市 和賀郡（東和町を除く。）	北上地方振興局	北上市 和賀郡
[略]		[略]	
宮古地方振興局	宮古市 下閉伊郡（岩泉町、田野畑村及び 普代村を除く。）	宮古地方振興局	宮古市 下閉伊郡のうち山田町及び川井村
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手県告示第24号

建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定（平成12年岩手県告示第361号）の一部を次のように改正する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
3 業務区域 盛岡市、花巻市、八幡平市、岩手郡、 <u>紫波郡、</u> <u>稗貫郡及び和賀郡東和町</u>	3 業務区域 盛岡市、花巻市、八幡平市、岩手郡 <u>及び</u> 紫波郡
備考 改正部分は、下線の部分である。	

教育委員会訓令

岩手県教育委員会訓令第1号

公立小学校
公立中学校

- 平成17年12月31日に現に大迫町公立学校長、石鳥谷町公立学校長又は東和町公立学校長に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって花巻市公立学校長に任命されたものとする。
- 平成17年12月31日に現に大迫町公立学校教員、石鳥谷町公立学校教員又は東和町公立学校教員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって花巻市公立学校教員に任命されたものとする。
- 平成17年12月31日に現に大迫町公立学校学校栄養職員、石鳥谷町公立学校学校栄養職員又は東和町公立学校学校栄養職員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって花巻市公立学校学校栄養職員に任命されたものとする。
- 平成17年12月31日に現に大迫町公立学校事務職員、石鳥谷町公立学校事務職員又は東和町公立学校事務職員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって花巻市公立学校事務職員に任命されたものとする。
- 平成17年12月31日に現に東和町公立学校教員に再任用されている職員は、平成18年1月1日付けをもって花巻市公立学校教員に再任用されたものとする。
- 平成17年12月31日に現に大迫町公立学校期限付臨時教員、石鳥谷町公立学校期限付臨時教員又は東和町公立学校期限付臨時教員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって花巻市公立学校期限付臨時教員に任命されたものとする。
- 平成17年12月31日に現に大迫町公立学校期限付臨時職員、石鳥谷町公立学校期限付臨時職員又は東和町公立学校期限付臨時職員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって花巻市公立学校期限付臨時職員に任命されたものとする。
- 平成17年12月31日に現に大迫町公立学校産休補充臨時教員、石鳥谷町公立学校産休補充臨時教員又は東和町公立学校産休補充臨時教員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって花巻市公立学校産休補充臨時教員に任命されたものとする。
- 平成17年12月31日に現に大迫町公立学校産休補充臨時職員、石鳥谷町公立学校産休補充臨時職員又は東和町公立学校産休補充臨時職員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって花巻市公立学校産休補充臨時職員に任命されたものとする。
- 平成17年12月31日に現に大迫町公立学校育児休業補充臨時教員又は石鳥谷町公立学校育児休業補充臨時教員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって花巻市公立学校育児休業補充臨時教員に任命されたものとする。
- 平成17年12月31日に現に別表第1の左欄に掲げる職を命ぜられている職員は、平成18年1月1日付けをもって同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

12 平成17年12月31日に現に別表第2の左欄に掲げる学校に勤務又は兼務を命ぜられている職員は、平成18年1月1日付けをもって同表の右欄に掲げる学校に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

13 平成17年12月31日に現に別表第3の左欄に掲げる学校給食共同調理場に勤務を命ぜられている職員は、平成18年1月1日付けをもって同表の右欄に掲げる学校給食センターに勤務を命ぜられたものとする。

平成18年1月1日

岩手県教育委員会

委員長 安 藤 厚

別表第1

大迫町立大迫小学校長	花巻市立大迫小学校長
大迫町立大迫小学校教頭	花巻市立大迫小学校教頭
大迫町立大迫小学校事務主任	花巻市立大迫小学校事務主任
大迫町立内川目小学校長	花巻市立内川目小学校長
大迫町立内川目小学校教頭	花巻市立内川目小学校教頭
大迫町立内川目小学校事務主任	花巻市立内川目小学校事務主任
大迫町立外川目小学校長	花巻市立外川目小学校長
大迫町立外川目小学校教頭	花巻市立外川目小学校教頭
大迫町立亀ヶ森小学校長	花巻市立亀ヶ森小学校長
大迫町立亀ヶ森小学校教頭	花巻市立亀ヶ森小学校教頭
大迫町立亀ヶ森小学校事務主査	花巻市立亀ヶ森小学校事務主査
大迫町立大迫中学校長	花巻市立大迫中学校長
大迫町立大迫中学校教頭	花巻市立大迫中学校教頭
大迫町立大迫中学校事務主任	花巻市立大迫中学校事務主任
大迫町立大迫中学校主任学校栄養職員	花巻市立大迫中学校主任学校栄養職員
石鳥谷町立石鳥谷小学校長	花巻市立石鳥谷小学校長
石鳥谷町立石鳥谷小学校教頭	花巻市立石鳥谷小学校教頭
石鳥谷町立石鳥谷小学校事務主任	花巻市立石鳥谷小学校事務主任

石鳥谷町立新堀小学校長	花巻市立新堀小学校長
石鳥谷町立新堀小学校教頭	花巻市立新堀小学校教頭
石鳥谷町立新堀小学校事務主査	花巻市立新堀小学校事務主査
石鳥谷町立八幡小学校長	花巻市立八幡小学校長
石鳥谷町立八幡小学校教頭	花巻市立八幡小学校教頭
石鳥谷町立八重畑小学校長	花巻市立八重畑小学校長
石鳥谷町立八重畑小学校教頭	花巻市立八重畑小学校教頭
石鳥谷町立石鳥谷中学校長	花巻市立石鳥谷中学校長
石鳥谷町立石鳥谷中学校教頭	花巻市立石鳥谷中学校教頭
石鳥谷町立石鳥谷中学校事務主査	花巻市立石鳥谷中学校事務主査
東和町立小山田小学校長	花巻市立小山田小学校長
東和町立小山田小学校教頭	花巻市立小山田小学校教頭
東和町立小山田小学校事務主査	花巻市立小山田小学校事務主査
東和町立土沢小学校長	花巻市立土沢小学校長
東和町立土沢小学校教頭	花巻市立土沢小学校教頭
東和町立土沢小学校事務主任	花巻市立土沢小学校事務主任
東和町立成島小学校長	花巻市立成島小学校長
東和町立成島小学校教頭	花巻市立成島小学校教頭
東和町立浮田小学校長	花巻市立浮田小学校長
東和町立浮田小学校教頭	花巻市立浮田小学校教頭
東和町立谷内小学校長	花巻市立谷内小学校長
東和町立谷内小学校教頭	花巻市立谷内小学校教頭
東和町立田瀬小学校長	花巻市立田瀬小学校長
東和町立田瀬小学校教頭	花巻市立田瀬小学校教頭
東和町立東和中学校長	花巻市立東和中学校長
東和町立東和中学校教頭	花巻市立東和中学校教頭
東和町立東和中学校事務主査	花巻市立東和中学校事務主査

東和町立田瀬中学校長	花巻市立田瀬中学校長
東和町学校給食共同調理場主任 学校栄養職員	東和学校給食センター主任 学校栄養職員

別表第2

大迫町立大迫小学校	花巻市立大迫小学校
大迫町立内川目小学校	花巻市立内川目小学校
大迫町立外川目小学校	花巻市立外川目小学校
大迫町立亀ヶ森小学校	花巻市立亀ヶ森小学校
大迫町立大迫中学校	花巻市立大迫中学校
石鳥谷町立石鳥谷小学校	花巻市立石鳥谷小学校
石鳥谷町立新堀小学校	花巻市立新堀小学校
石鳥谷町立八幡小学校	花巻市立八幡小学校
石鳥谷町立八重畑小学校	花巻市立八重畑小学校
石鳥谷町立石鳥谷中学校	花巻市立石鳥谷中学校
東和町立小山田小学校	花巻市立小山田小学校
東和町立土沢小学校	花巻市立土沢小学校
東和町立成島小学校	花巻市立成島小学校
東和町立浮田小学校	花巻市立浮田小学校
東和町立谷内小学校	花巻市立谷内小学校
東和町立田瀬小学校	花巻市立田瀬小学校
東和町立東和中学校	花巻市立東和中学校
東和町立田瀬中学校	花巻市立田瀬中学校

別表第3

石鳥谷町学校給食共同調理場	石鳥谷学校給食センター
東和町学校給食共同調理場	東和学校給食センター

岩手県教育委員会訓令第2号

公立小学校

公立中学校

1 平成17年12月31日に現に浄法寺町公立学校長に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって二戸市公立学校長に任命されたものとする。

2 平成17年12月31日に現に浄法寺町公立学校教員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって二戸市公立学校教

員に任命されたものとする。

- 3 平成17年12月31日に現に浄法寺町公立学校事務職員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって二戸市公立学校事務職員に任命されたものとする。
- 4 平成17年12月31日に現に浄法寺町公立学校期限付臨時教員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって二戸市公立学校期限付臨時教員に任命されたものとする。
- 5 平成17年12月31日に現に浄法寺町公立学校期限付臨時職員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって二戸市公立学校期限付臨時職員に任命されたものとする。
- 6 平成17年12月31日に現に浄法寺町公立学校産休補充臨時教員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって二戸市公立学校産休補充臨時教員に任命されたものとする。
- 7 平成17年12月31日に現に浄法寺町公立学校産休補充臨時職員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって二戸市公立学校産休補充臨時職員に任命されたものとする。
- 8 平成17年12月31日に現に浄法寺町公立学校育児休業補充臨時教員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって二戸市公立学校育児休業補充臨時教員に任命されたものとする。
- 9 平成17年12月31日に現に別表第1の左欄に掲げる職を命ぜられている職員は、平成18年1月1日付けをもって同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。
- 10 平成17年12月31日に現に別表第2の左欄に掲げる学校に勤務又は兼務を命ぜられている職員は、平成18年1月1日付けをもって同表の右欄に掲げる学校に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。
- 11 平成17年12月31日に現に別表第3の左欄に掲げる学校給食センターに勤務を命ぜられている職員は、平成18年1月1日付けをもって同表の右欄に掲げる学校給食センターに勤務を命ぜられたものとする。

平成18年1月1日

岩手県教育委員会

委員長 安 藤 厚

別表第1

浄法寺町立浄法寺小学校長	二戸市立浄法寺小学校長
浄法寺町立浄法寺小学校教頭	二戸市立浄法寺小学校教頭
浄法寺町立浄法寺小学校事務主任	二戸市立浄法寺小学校事務主任
浄法寺町立浄法寺中学校長	二戸市立浄法寺中学校長
浄法寺町立浄法寺中学校教頭	二戸市立浄法寺中学校教頭
浄法寺町立浄法寺中学校主任事務主査	二戸市立浄法寺中学校主任事務主査

別表第2

浄法寺町立浄法寺小学校	二戸市立浄法寺小学校
浄法寺町立浄法寺中学校	二戸市立浄法寺中学校

別表第3

二戸市学校給食センター	二戸市立二戸学校給食センター
浄法寺町立学校給食センター	二戸市立浄法寺学校給食センター

岩手県教育委員会訓令第3号

公立小学校

公立中学校

- 1 平成17年12月31日に現に種市町公立学校校長又は大野村公立学校校長に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって洋野町公立学校校長に任命されたものとする。
- 2 平成17年12月31日に現に種市町公立学校教員又は大野村公立学校教員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって洋野町公立学校教員に任命されたものとする。
- 3 平成17年12月31日に現に種市町公立学校学校栄養職員又は大野村公立学校学校栄養職員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって洋野町公立学校学校栄養職員に任命されたものとする。
- 4 平成17年12月31日に現に種市町公立学校事務職員又は大野村公立学校事務職員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって洋野町公立学校事務職員に任命されたものとする。
- 5 平成17年12月31日に現に種市町公立学校期限付臨時教員又は大野村公立学校期限付臨時教員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって洋野町公立学校期限付臨時教員に任命されたものとする。
- 6 平成17年12月31日に現に種市町公立学校期限付臨時職員又は大野村公立学校期限付臨時職員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって洋野町公立学校期限付臨時職員に任命されたものとする。
- 7 平成17年12月31日に現に種市町公立学校産休補充臨時教員又は大野村公立学校産休補充臨時教員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって洋野町公立学校産休補充臨時教員に任命されたものとする。
- 8 平成17年12月31日に現に種市町公立学校産休補充臨時職員又は大野村公立学校産休補充臨時職員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって洋野町公立学校産休補充臨時職員に任命されたものとする。
- 9 平成17年12月31日に現に種市町公立学校育児休業補充臨時教員又は大野村公立学校育児休業補充臨時教員に任命されている職員は、平成18年1月1日付けをもって洋野町公立学校育児休業補充臨時教員に任命されたものとする。
- 10 平成17年12月31日に現に別表第1の左欄に掲げる職を命ぜられている職員は、平成18年1月1日付けをもって同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。
- 11 平成17年12月31日に現に別表第2の左欄に掲げる学校に勤務又は兼務を命ぜられている職員は、平成18年1月1日付けをもって同表の右欄に掲げる学校に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。
- 12 平成17年12月31日に現に別表第3の左欄に掲げる学校給食センター又は学校給食共同調理場に勤務を命ぜられている職員は、平成18年1月1日付けをもって同表の右欄に掲げる学校給食センターに勤務を命ぜられたものとする。

平成18年1月1日

岩手県教育委員会

委員長 安 藤 厚

別表第1

種市町立種市小学校長	洋野町立種市小学校長
種市町立種市小学校教頭	洋野町立種市小学校教頭
種市町立平内小学校長	洋野町立平内小学校長
種市町立平内小学校教頭	洋野町立平内小学校教頭
種市町立角浜小学校長	洋野町立角浜小学校長
種市町立角浜小学校教頭	洋野町立角浜小学校教頭
種市町立城内小学校長	洋野町立城内小学校長
種市町立城内小学校教頭	洋野町立城内小学校教頭
種市町立大和小学校長	洋野町立大和小学校長
種市町立大和小学校事務主任	洋野町立大和小学校事務主任
種市町立宿戸小学校長	洋野町立宿戸小学校長
種市町立宿戸小学校教頭	洋野町立宿戸小学校教頭
種市町立中野小学校長	洋野町立中野小学校長
種市町立中野小学校教頭	洋野町立中野小学校教頭
種市町立中野小学校事務主任	洋野町立中野小学校事務主任
種市町立小子内小学校長	洋野町立小子内小学校長
種市町立小子内小学校教頭	洋野町立小子内小学校教頭
種市町立種市中学校長	洋野町立種市中学校長
種市町立種市中学校教頭	洋野町立種市中学校教頭
種市町立種市中学校事務主任	洋野町立種市中学校事務主任
種市町立角浜中学校長	洋野町立角浜中学校長
種市町立角浜中学校教頭	洋野町立角浜中学校教頭
種市町立城内中学校長	洋野町立城内中学校長
種市町立城内中学校教頭	洋野町立城内中学校教頭
種市町立大和中学校長	洋野町立大和中学校長
種市町立大和中学校教頭	洋野町立大和中学校教頭

種市町立宿戸中学校長	洋野町立宿戸中学校長
種市町立宿戸中学校教頭	洋野町立宿戸中学校教頭
種市町立中野中学校長	洋野町立中野中学校長
種市町立中野中学校教頭	洋野町立中野中学校教頭
大野村立大野小学校長	洋野町立大野小学校長
大野村立大野小学校教頭	洋野町立大野小学校教頭
大野村立向田小学校長	洋野町立向田小学校長
大野村立向田小学校教頭	洋野町立向田小学校教頭
大野村立林郷小学校長	洋野町立林郷小学校長
大野村立林郷小学校教頭	洋野町立林郷小学校教頭
大野村立林郷小学校事務主任	洋野町立林郷小学校事務主任
大野村立帯島小学校長	洋野町立帯島小学校長
大野村立帯島小学校教頭	洋野町立帯島小学校教頭
大野村立帯島小学校事務主任	洋野町立帯島小学校事務主任
大野村立大野第一中学校長	洋野町立大野第一中学校長
大野村立大野第一中学校教頭	洋野町立大野第一中学校教頭
大野村立大野第一中学校事務主査	洋野町立大野第一中学校事務主査
大野村立大野第二中学校長	洋野町立大野第二中学校長
大野村立大野第二中学校教頭	洋野町立大野第二中学校教頭

別表第2

種市町立種市小学校	洋野町立種市小学校
種市町立平内小学校	洋野町立平内小学校
種市町立角浜小学校	洋野町立角浜小学校
種市町立城内小学校	洋野町立城内小学校
種市町立大和小学校	洋野町立大和小学校
種市町立宿戸小学校	洋野町立宿戸小学校
種市町立中野小学校	洋野町立中野小学校
種市町立小子内小学校	洋野町立小子内小学校

種市町立種市中学校	洋野町立種市中学校
種市町立角浜中学校	洋野町立角浜中学校
種市町立城内中学校	洋野町立城内中学校
種市町立大和中学校	洋野町立大和中学校
種市町立宿戸中学校	洋野町立宿戸中学校
種市町立中野中学校	洋野町立中野中学校
大野村立大野小学校	洋野町立大野小学校

大野村立向田小学校	洋野町立向田小学校
大野村立林郷小学校	洋野町立林郷小学校
大野村立帯島小学校	洋野町立帯島小学校
大野村立大野第一中学校	洋野町立大野第一中学校
大野村立大野第二中学校	洋野町立大野第二中学校

別表第3

種市町学校給食センター	洋野町種市学校給食センター
大野村学校給食共同調理場	洋野町大野学校給食センター

教育委員会告示

岩手県教育委員会告示第1号

教科用図書採択地区の設定（昭和39年岩手県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成18年1月1日

岩手県教育委員会

委員長 安 藤

厚

改正前		改正後	
採択地区の名称	地 域	採択地区の名称	地 域
[略]		[略]	
花巻・北上	花巻市 北上市 稗貫郡（大迫町、石鳥谷町） 和賀郡（東和町、西和賀町）	花巻・北上	花巻市 北上市 和賀郡（西和賀町）
[略]		[略]	
久慈・二戸	久慈市 二戸市 九戸郡（軽米町、種市町、野田村、山形村、 大野村、九戸村） 二戸郡（一戸町、浄法寺町） 下閉伊郡（普代村）	久慈・二戸	久慈市 二戸市 九戸郡（軽米町、洋野町、野田村、山形村、 九戸村） 二戸郡（一戸町） 下閉伊郡（普代村）

備考 改正部分は、下線の部分である。

選挙管理委員会規程

岩手県選挙管理委員会規程第1号

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年1月1日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村

弘

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（名称、位置及び所管区域）	（名称、位置及び所管区域）

第1条 岩手県選挙管理委員会規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第1号）第18条の規定により設置する事務局出張所（以下「出張所」という。）の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
岩手県選挙管理委員会事務局花巻出張所	[略]	花巻市 稗貫郡 和賀郡のうち東和町
岩手県選挙管理委員会事務局北上出張所	[略]	北上市 和賀郡（東和町を除く。）
[略]		

2 [略]

第1条 岩手県選挙管理委員会規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第1号）第18条の規定により設置する事務局出張所（以下「出張所」という。）の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
岩手県選挙管理委員会事務局花巻出張所	[略]	花巻市
岩手県選挙管理委員会事務局北上出張所	[略]	北上市 和賀郡
[略]		

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

岩手県選挙管理委員会告示第1号

不在者投票ができる病院等の指定（昭和45年岩手県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

平成18年1月1日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村

弘

改正前

1 病院

名 称	所在地
[略]	
老人保健施設サンシャイン	[略]
県立久慈病院	[略]
[略]	
県立千厩病院	[略]
[略]	
老人保健施設敬愛荘	[略]
県立大迫病院	稗貫郡大迫町大迫第2地割51番地4
医療法人中庸会介護老人保健施設はやちねの里	稗貫郡大迫町大迫第4地割19番地1

改正後

1 病院

名 称	所在地
[略]	
老人保健施設サンシャイン	[略]
県立大迫病院	花巻市大迫町大迫第2地割51番地4
医療法人中庸会介護老人保健施設はやちねの里	花巻市大迫町大迫第4地割19番地1
社団医療法人啓愛会宝陽病院	花巻市石鳥谷町新堀第15地割23番地
医療法人中庸会老人保健施設 ゆうゆうの里	花巻市石鳥谷町松林寺第3地割82番地1
県立東和病院	花巻市東和町安俣6区75番地1
県立久慈病院	[略]
[略]	
県立千厩病院	[略]
[略]	

社団医療法人啓愛会宝陽病院	稗貫郡石鳥谷町新堀第15地割23番地
医療法人中庸会老人保健施設 ゆうゆうの里	稗貫郡石鳥谷町松林寺第3地割82番地1
県立東和病院	和賀郡東和町安俵6区75番地1
東和町老人保健施設 華の苑	[略]
[略]	
社会福祉法人慈恵会老人介護保健施設ユートピア白滝	九戸郡種市町大字中野第3地割38番地182
[略]	

2 老人ホーム

名 称	所在地
[略]	
社会福祉法人宇津野会軽費老人ホーム ケアハウス花巻	[略]
久慈市立養寿荘	[略]
[略]	
社会福祉法人共生会 特別養護老人ホーム サントピア	[略]
養護老人ホーム北星荘	[略]
[略]	
社会福祉法人敬愛会 特別養護老人ホーム志和荘	[略]
特別養護老人ホーム桐の里	稗貫郡大迫町大迫第11地割1番地1
社会福祉法人宝寿会養護老人ホーム 宝寿荘	稗貫郡石鳥谷町上口一丁目3番地3
社会福祉法人石鳥谷会特別養護老人ホーム いしどりや荘	和賀郡石鳥谷町好地第14地割18番地1
社会福祉法人東和仁寿会特別養護老人ホーム 東和荘	和賀郡東和町東晴山7区16番地

老人保健施設敬愛荘	[略]
東和町老人保健施設 華の苑	[略]
[略]	
社会福祉法人慈恵会老人介護保健施設ユートピア白滝	九戸郡洋野町中野第3地割38番地182
[略]	

2 老人ホーム

名 称	所在地
[略]	
社会福祉法人宇津野会軽費老人ホーム ケアハウス花巻	[略]
特別養護老人ホーム桐の里	花巻市大迫町大迫第11地割1番地1
社会福祉法人宝寿会養護老人ホーム 宝寿荘	花巻市石鳥谷町上口一丁目3番地3
社会福祉法人石鳥谷会特別養護老人ホーム いしどりや荘	花巻市石鳥谷町好地第14地割18番地1
社会福祉法人東和仁寿会特別養護老人ホーム 東和荘	花巻市東和町東晴山7区16番地
久慈市立養寿荘	[略]
[略]	
社会福祉法人共生会 特別養護老人ホーム サントピア	[略]
社会福祉法人桂泉会特別養護老人ホーム 浄心園	二戸市浄法寺町サイカツ平97番地44
養護老人ホーム北星荘	[略]
[略]	
社会福祉法人敬愛会 特別養護老人ホーム志和荘	[略]

特別養護老人ホーム 光寿苑	[略]
[略]	
種市町立特別養護老人ホーム うなばら荘	[略]
社会福祉法人野田白寿会特別養護老人ホーム ことぶき荘	[略]
社会福祉法人山形福祉会特別養護老人ホーム 愛山荘	[略]
社会福祉法人みちのく大寿会特別養護老人ホーム 久慈平荘	九戸郡大野村大字大野第60地割41番地 8
社会福祉法人九戸福祉会特別養護老人ホーム 折爪荘	[略]
社会福祉法人桂泉会特別養護老人ホーム 浄心園	二戸郡浄法寺町大字大清水字サイカツ平97番地44
社会福祉法人慈孝会特別養護老人ホーム 慶寿園	[略]
[略]	

3 [略]

4 保護施設

名 称	所在地
[略]	
県立好地荘	稗貫郡石鳥谷町中寺林第7地割46番地 3

特別養護老人ホーム 光寿苑	[略]
[略]	
種市町立特別養護老人ホーム うなばら荘	[略]
社会福祉法人みちのく大寿会特別養護老人ホーム 久慈平荘	九戸郡洋野町大野第60地割41番地 8
社会福祉法人野田白寿会特別養護老人ホーム ことぶき荘	[略]
社会福祉法人山形福祉会特別養護老人ホーム 愛山荘	[略]
社会福祉法人九戸福祉会特別養護老人ホーム 折爪荘	[略]
社会福祉法人慈孝会特別養護老人ホーム 慶寿園	[略]
[略]	

3 [略]

4 保護施設

名 称	所在地
[略]	
県立好地荘	花巻市石鳥谷町中寺林第7地割46番地 3

備考 改正部分は、下線の部分である。

人 事 委 員 会 規 則

へき手当等に関する規則及び特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月1日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第1号

へき手当等に関する規則及び特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

(へき手当等に関する規則の一部改正)

第1条 へき手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係） 小学校				別表第1（第2条、第3条関係） 小学校			
所管教育 事務所	学 校	所在地	級別 区分	所管教育 事務所	学 校	所在地	級別 区分
[略]				[略]			

花巻教育 事務所	田瀬小学校	和賀郡東和町田瀬	2 級
	[略]		
[略]			
久慈教育 事務所	[略]	[略]	1 級
	大和小学校	九戸郡 <u>種市町</u> 第73 <u>地割</u>	
	霜畑小学校	九戸郡山形村大字 霜畑	
	<u>林郷小学校</u>	<u>九戸郡大野村大字</u> 大野	
	<u>向田小学校</u>	<u>九戸郡大野村大字</u> <u>上館</u>	
	黒崎小学校	下閉伊郡普代村第 1 地割	
	[略]	[略]	
[略]			

中学校

所管教育 事務所	学 校	所在地	級別 区分
[略]			
花巻教育 事務所	田瀬中学校	和賀郡東和町田瀬	2 級
[略]			
久慈教育 事務所	[略]		
	[略]	[略]	1 級
	大和中学校	九戸郡種市町第73 地割	
	霜畑中学校	九戸郡山形村大字 霜畑	
	大野第二中学校	九戸郡大野村大字 帯島	
[略]			

共同調理場

[略]

別表第2 (第2条関係)

小学校

所管教育 事務所	学 校	所在地
[略]		
花巻教育 事務所	[略]	[略]
	内川目小学校	稗貫郡大迫町内川目
[略]		
久慈教育 事務所	山形小学校	九戸郡山形村大字川井
	帯島小学校	九戸郡大野村大字帯島

花巻教育 事務所	田瀬小学校	花巻市東和町田瀬	2 級
	[略]		
[略]			
久慈教育 事務所	[略]		
	[略]	[略]	1 級
	大和小学校	九戸郡 <u>洋野町種市</u>	
	<u>林郷小学校</u>	<u>九戸郡洋野町大野</u>	
	<u>向田小学校</u>	<u>九戸郡洋野町上館</u>	
	霜畑小学校	九戸郡山形村大字 霜畑	
	黒崎小学校	下閉伊郡普代村第 1 地割	
	[略]	[略]	
[略]			

中学校

所管教育 事務所	学 校	所在地	級別 区分
[略]			
花巻教育 事務所	田瀬中学校	花巻市東和町田瀬	2 級
[略]			
久慈教育 事務所	[略]		
	[略]	[略]	1 級
	大和中学校	九戸郡洋野町種市	
	大野第二中学校 霜畑中学校	九戸郡洋野町帯島 九戸郡山形村大字 霜畑	
[略]			

共同調理場

[略]

別表第2 (第2条関係)

小学校

所管教育 事務所	学 校	所在地
[略]		
花巻教育 事務所	[略]	[略]
	内川目小学校	花巻市大迫町内川目
[略]		
久慈教育 事務所	帯島小学校 山形小学校	九戸郡洋野町帯島 九戸郡山形村大字川井

[略]

中学校

[略]

共同調理場

[略]

別表第3（第2条関係）

小学校

所管教育 事務所	学 校	所在地
[略]		
久慈教育 事務所	城内小学校 中野小学校 大野小学校 [略]	九戸郡 <u>種市町第56地割</u> 九戸郡 <u>種市町大字中野</u> 九戸郡 <u>大野村大字大野</u> [略]

中学校

所管教育 事務所	学 校	所在地
[略]		
久慈教育 事務所	城内中学校 中野中学校 大野第一中学校 [略]	九戸郡 <u>種市町第56地割</u> 九戸郡 <u>種市町大字中野</u> 九戸郡 <u>大野村大字大野</u> [略]

共同調理場

所管教育 事務所	共同調理場	所在地
[略]		
久慈教育 事務所	大野村学校給食共 同調理場 [略]	九戸郡 <u>大野村大字大野</u> [略]

[略]

中学校

[略]

共同調理場

[略]

別表第3（第2条関係）

小学校

所管教育 事務所	学 校	所在地
[略]		
久慈教育 事務所	城内小学校 中野小学校 大野小学校 [略]	九戸郡 <u>洋野町種市</u> 九戸郡 <u>洋野町中野</u> 九戸郡 <u>洋野町大野</u> [略]

中学校

所管教育 事務所	学 校	所在地
[略]		
久慈教育 事務所	城内中学校 中野中学校 大野第一中学校 [略]	九戸郡 <u>洋野町種市</u> 九戸郡 <u>洋野町中野</u> 九戸郡 <u>洋野町大野</u> [略]

共同調理場

所管教育 事務所	共同調理場	所在地
[略]		
久慈教育 事務所	洋野町大野学校給 食センター [略]	九戸郡 <u>洋野町大野</u> [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第2条 特地勤務手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
公 署	所在地	公 署	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]
岩手県立大野高等学校 久慈警察署大野駐在所	九戸郡 <u>大野村大字大野</u> 九戸郡 <u>大野村大字大野</u>	岩手県立大野高等学校 久慈警察署大野駐在所	九戸郡 <u>洋野町大野</u> 九戸郡 <u>洋野町大野</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

岩手県道路交通法施行細則及び岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月1日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第1号

岩手県道路交通法施行細則及び岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

(岩手県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 岩手県道路交通法施行細則(昭和35年岩手県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第12条の2 関係）			別表第2（第12条の2 関係）		
種 類	路線名	区 間	種 類	路線名	区 間
高速自動車国道	[略]		高速自動車国道	[略]	
	[略]	花巻市西宮野目第1地割 地内花巻ジャンクション から和賀郡東和町安俣6 区地内東和インターチェ ンジまで		[略]	花巻市西宮野目第1地割 地内花巻ジャンクション から花巻市東和町安俣6 区地内東和インターチェ ンジまで
	[略]			[略]	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県警察組織規則の一部改正)

第2条 岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第44条関係)			別表(第44条関係)		
1 交番の名称及び位置			1 交番の名称及び位置		
警察署名	名 称	位 置	警察署名	名 称	位 置
[略]			[略]		
花巻警察署	[略]		花巻警察署	[略]	
	[略]	稗貫郡石鳥谷町好地		[略]	花巻市石鳥谷町好地
[略]			[略]		
久慈警察署	[略]		久慈警察署	[略]	
	[略]	九戸郡種市町第23地割		[略]	九戸郡洋野町種市第23地 割
[略]			[略]		
2 駐在所の名称及び位置			2 駐在所の名称及び位置		
警察署名	名 称	位 置	警察署名	名 称	位 置
[略]			[略]		
花巻警察署	[略]		花巻警察署	[略]	
	[略]	稗貫郡大迫町大迫		[略]	花巻市大迫町大迫
	[略]	稗貫郡石鳥谷町関口		[略]	花巻市石鳥谷町関口
	[略]	和賀郡東和町土沢		[略]	花巻市東和町土沢
	[略]	和賀郡東和町前田		[略]	花巻市東和町前田
	[略]	和賀郡東和町上浮田		[略]	花巻市東和町上浮田
	[略]	和賀郡東和町東暗山		[略]	花巻市東和町東暗山
[略]			[略]		
	[略]			[略]	
	[略]	九戸郡種市町第7地割		[略]	九戸郡洋野町種市第7地 割

久慈警察署	[略]	<u>九戸郡種市町大字中野</u>	久慈警察署	[略]	<u>九戸郡洋野町中野第 5 地割</u>
	[略]			[略]	
	[略]	<u>九戸郡大野村大字大野</u>		[略]	<u>九戸郡洋野町大野第62地割</u>
二戸警察署	[略]		二戸警察署	[略]	
	[略]	<u>二戸郡浄法寺町大字漆沢</u>		[略]	<u>二戸市浄法寺町下夕前田</u>
	[略]			[略]	
3 [略]			3 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岩手県報 号 外 発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

平成18年 1 月 1 日 印 刷

平成18年 1 月 1 日 発 行 購読料 1 箇月 3,400 円（送料共）

発 行 人 岩 手 県 印 刷 者 岩手県盛岡市青山四丁目10－5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10－5 山口北州印刷株式会社